

最低賃金額と生活保護費の比較(令和6年度)

(単位：円)

都道府県	生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注2）	最低賃金（令和4年度） ×173.8×0.807	最低賃金（令和5年度） ×173.8×0.807
北海道	105,420	129,036	134,646
青森	96,898	119,639	125,950
岩手	94,541	119,779	125,249
宮城	100,681	123,847	129,457
秋田	95,065	119,639	125,810
山形	95,925	119,779	126,231
福島	93,822	120,340	126,231
茨城	93,674	127,774	133,665
栃木	97,452	128,054	133,805
群馬	95,970	125,530	131,140
埼玉	111,507	138,433	144,184
千葉	108,634	138,012	143,903
東京都	122,940	150,355	156,106
神奈川県	118,515	150,215	155,965
新潟	98,099	124,828	130,579
富山	93,211	127,353	132,963
石川	96,854	124,969	130,859
福井	93,833	124,548	130,579
山梨	91,417	125,950	131,561
長野	94,993	127,353	132,963
岐阜	96,589	127,634	133,244
静岡県	101,748	132,402	138,012
愛知県	103,347	138,293	144,044
三重	94,548	130,859	136,470
滋賀	98,455	130,018	135,628
京都	109,039	135,768	141,379
大阪	111,683	143,483	149,233
兵庫県	107,839	134,646	140,397
奈良	97,481	125,670	131,280
和歌山	94,405	124,688	130,298
鳥取	93,271	119,779	126,231
島根	90,855	120,200	126,792
岡山	99,532	125,109	130,719
広島	103,326	130,439	136,049
山口	91,140	124,548	130,158
徳島	88,228	119,919	125,670
香川	94,560	123,145	128,756
愛媛	96,119	119,639	125,810
高知	92,083	119,639	125,810
福岡	98,749	126,231	131,981
佐賀	90,699	119,639	126,231
長崎	93,208	119,639	125,950
熊本	92,413	119,639	125,950
大分	91,522	119,779	126,091
宮崎	91,442	119,639	125,810
鹿児島	91,076	119,639	125,810
沖縄	94,745	119,639	125,670

(注1) 上記の額は四捨五入後の額である。

(注2) 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護と最低賃金との比較について〔令和6年度〕

令和2年10月の生活扶助基準改定を反映

I 前提

- 若年単身 (生活扶助基準では18～19歳・単身)
- 生活扶助基準額等

第1類費及び第2類費 合算基準額 (円)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940	
第2類費冬季加算VI区 (円) 〔11月から3月〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
			2,630		2,630	2,630	
期末一時扶助費 (円) 〔12月のみ〕	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970	
住宅扶助実績値 (円)	鹿児島市		鹿児島市以外				
	25,963.1		13,228.6				
県内級地別人口 (人)	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	計
	0	0	593,128	0	725,190	269,938	1,588,256

* 令和2年国勢調査(人口等基本集計)による市町村別の人口

II 生活保護

1 人口加重平均

(1)生活扶助基準

①第1類費及び第2類費 合算基準額

$$\frac{(\text{71,460円} \times \text{593,128人}) + (\text{68,430円} \times \text{725,190人}) + (\text{66,940円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{69,308.30円} \dots \text{①}$$

②第2類費 冬季加算(1か月平均)

級地別の冬季加算(1か月平均)

2級地-1	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$
3級地-1	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$
3級地-2	:	$\frac{\text{2,630円}}{5} \div 12月 = \text{1,095.83円}$

$$\frac{(\text{1,095.83円} \times \text{593,128人}) + (\text{1,095.83円} \times \text{725,190人}) + (\text{1,095.83円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{1,095.83円} \dots \text{②}$$

③期末一時扶助費(1か月平均)

級地別の期末一時扶助費(1か月平均)

2級地-1	:	$\frac{\text{12,880円}}{12月} = \text{1,073.33円}$
3級地-1	:	$\frac{\text{11,610円}}{12月} = \text{967.50円}$
3級地-2	:	$\frac{\text{10,970円}}{12月} = \text{914.17円}$

$$\frac{(\text{1,073.33円} \times \text{593,128人}) + (\text{967.50円} \times \text{725,190人}) + (\text{914.17円} \times \text{269,938人})}{\text{1,588,256人}}$$

$$= \text{997.96円} \dots \text{③}$$

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)

$$= \text{①} + \text{②} + \text{③}$$

$$= \text{69,308.30円} + \text{1,095.83円} + \text{997.96円}$$

$$= \text{71,402.10円}$$

(2)住宅扶助

住宅扶助実績値

被保護者世帯	鹿児島市	9,619 世帯
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	9,387 世帯
	合計	19,006 世帯
住宅扶助実績値	鹿児島市	25,963.1 円
	鹿児島県(鹿児島市を除く)	13,228.6 円

*1 「2023年度被保護者調査 年次調査(個別調査)」第3-10表により示される鹿児島市、鹿児島県の単身被保護世帯数及び同世帯1世帯当たりの住宅扶助の値

*2 上記の単身被保護世帯数には、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれている。

$$\frac{(25,963.1 \text{ 円} \times 9,619 \text{ 世帯} + 13,228.6 \text{ 円} \times 9,387 \text{ 世帯})}{19,006 \text{ 世帯}} = 19,673.57 \text{ 円}$$

(3)生活扶助基準+住宅扶助

以上の(1)及び(2)より、

●生活扶助基準+住宅扶助実績値 = 71,402.10 円 + 19,673.57 円 = 91,076 円 (1円未満四捨五入)

Ⅲ 最低賃金との比較

1 最低賃金額

鹿児島県の最低賃金額	1か月労働時間	1か月の収入円	手取額
4年 853 円	時間	円	円
	173.8時間	148,251円	119,639円
5年 897 円	時間	円	円
	173.8時間	155,899円	125,810円

【1か月労働時間】
173.8時間=365日÷7日×40時間÷12ヶ月
【手取額】
1か月の収入に税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率を乗じたもの。
時間額853円で173.8時間働いた場合・・・0.807

2 最低賃金額との比較

生活保護①		鹿児島県の最低賃金額		1か月労働時間②	手取額③	1か月差額④ (①-③)	1時間差額 (④÷②÷0.807) 引上げ額
生活扶助基準額 + 住宅扶助 実績値	91,076 円	4年	853 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	119,639 円	▲ 28,563 円	▲ 204 円
		5年	897 円	時間	円	円	円
				173.8 時間	125,810 円	▲ 34,735 円	▲ 248 円
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	円

級 地 別 人 口

(令和2年国勢調査から)

級地の別	市町村名	令和2年国勢調査時の市町村名	令和2年の人口 (人)
	46 鹿 児 島 県	Kagoshima-ken	1,588,256

2級地-1	鹿兒島市	201	鹿 児 島 市 Kagoshima-shi	593,128
2級地-1 の計⇒				593,128

3級地-1	鹿屋市	203	鹿 屋 市 Kanoya-shi	101,096
	枕崎市	204	枕 崎 市 Makurazaki-shi	20,033
	阿久根市	206	阿 久 根 市 Akune-shi	19,270
	出水市	208	出 水 市 Izumi-shi	51,994
	指宿市	210	指 宿 市 Ibusuki-shi	39,011
	西之表市	213	西 之 表 市 Nishinoomote-shi	14,708
	垂水市	214	垂 水 市 Tarumizu-shi	13,819
	薩摩川内市	215	薩 摩 川 内 市 Satsumasendai-shi	92,403
	日置市	216	日 置 市 Hioki-shi	47,153
	霧島市	218	霧 島 市 Kirishima-shi	123,135
	いちき串木野市	219	い ち き 串 木 野 市 Ichikikushikino-shi	27,490
	南さつま市	220	南 さ つ ま 市 Minamisatsuma-shi	32,887
	奄美市	222	奄 美 市 Amami-shi	41,390
	伊佐市	224	伊 佐 市 Isa-shi	24,453
始良市	225	始 良 市 Aira-shi	76,348	
3級地-1 の計⇒				725,190

3級地-2	曾於市	217	曾 於 市 So-shi	33,310	
	志布志市	221	志 布 志 市 Shibushi-shi	29,329	
	南九州市	223	南 九 州 市 Minamikyusyu-shi	33,080	
	三島村	303	三 島 村 Mishima-mura	405	
	十島村	304	十 島 村 Toshima-mura	740	
	さつま町	392	さ つ ま 町 Satsuma-cho	20,243	
	長島町	404	長 島 町 Nagashima-cho	9,705	
	湧水町	452	湧 水 町 Yusui-cho	9,119	
	大崎町	468	大 崎 町 Osaki-cho	12,385	
	東串良町	482	東 串 良 町 Higashikushira-cho	6,237	
	錦江町	490	錦 江 町 Kinko-cho	6,944	
	南大隅町	491	南 大 隅 町 Minamiosumi-cho	6,481	
	肝付町	492	肝 付 町 Kimotsuki-cho	14,227	
	中種子町	501	中 種 子 町 Nakatane-cho	7,539	
	南種子町	502	南 種 子 町 Minamitane-cho	5,445	
	屋久島町	505	屋 久 島 町 Yakushima-cho	11,858	
	大和村	523	大 和 村 Yamato-son	1,364	
	宇検村	524	宇 検 村 Uken-son	1,621	
	瀬戸内町	525	瀬 戸 内 町 Setouchi-cho	8,546	
	龍郷町	527	龍 郷 町 Tatsugo-cho	5,817	
	喜界町	529	喜 界 町 Kikai-cho	6,629	
	徳之島町	530	徳 之 島 町 Tokunoshima-cho	10,147	
	天城町	531	天 城 町 Amagi-cho	5,517	
	伊仙町	532	伊 仙 町 Isen-cho	6,139	
	和泊町	533	和 泊 町 Wadomari-cho	6,246	
	知名町	534	知 名 町 China-cho	5,750	
	与論町	535	与 論 町 Yoron-cho	5,115	
	3級地-2 の計⇒				269,938

級地ごとの合計⇒	1,588,256
----------	-----------

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	11 月から 3 月まで

(冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970